

平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容										
			9:50	10:00	11:00	11:20	12:20	13:20	14:20	14:35	17:30		
	14	木	開始 あいさつ	講演と意見交換 「保護観察の実情 等について」 法務省保護局観察 課長 今 福 章 二 法務省保護局付 新 井 吐 夢	講演と意見交換 「刑事施設におけ る矯正処遇の実情 等について」 法務省矯正局成人 矯正課長 松 田 治 法務省矯正局成人 矯正課補佐官 畠 山 智 行		講演 「刑の一部執行猶 予と量刑判断」		共同研究（班別討議） 「刑の一部執行猶予の運用につ いて」			※	
5			9:50	共同研究（全体討議） 「刑の一部執行猶予の運用について」 [Redacted] [Redacted] [Redacted] 刑事局第二課長（情報提供） 福 島 直 之						16:00		終了	
	15	金											

※ 懇談会を予定（17:45～）

平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考	
東京	東京高裁	加 藤 亮		
	東京地裁	田 邊 三保子		
		江 見 健一		
	横浜地裁	鬼 澤 友直夫		
	さいたま地裁	片 山 隆夫		
	千葉地裁	小 森 田 樹		
	水戸地裁	北 村 和		
	宇都宮地裁	水 上 周子		
	前橋地裁	野 口 佳子		
	静岡地裁	大 村 陽一		
	甲府地裁	菱 田 泰信		
	長野地裁松本支	本 間 敏広		
	新潟地裁	神 原 浩		
	大阪	大阪地裁	小 倉 哲浩	
		武 田 正子		
京都地裁		中 川 綾		
神戸地裁		佐 茂 剛		
奈良地裁		柴 田 厚司		
大津地裁		川 上 宏		
和歌山地裁		河 畑 勇		
名古屋		名古屋地裁	鶴 飼 祐充	
		津地裁	水 野 将徳	
		岐阜地裁	大 西 直樹	
	福井地裁	入 子 光臣		
	金沢地裁	田 中 聖浩		
	富山地裁	後 藤 隆		
広島	広島地裁	伊 藤 寿		
	山口地裁	大 寄 淳		
	岡山地裁	松 田 道別		
	鳥取地裁米子支	三 島 恭子		
	松江地裁	大 野 洋		
福岡	福岡地裁	丸 田 顕		
	佐賀地裁	杉 田 友宏		
	長崎地裁	宮 本 聡		
	大分地裁	今 泉 裕登		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
福岡	熊本地裁	伊 藤	ゆう子
	鹿児島地裁	富 田	敦 史
	宮崎地裁延岡支	塚 原	聡
	那覇地裁	鈴 嶋	晋 一
仙台	仙台地裁	河 村	俊 哉
	福島地裁郡山支	井 下 田	英 樹
	山形地裁	寺 澤	真 由 美
	盛岡地裁	岡 田	健 彦
	秋田地裁	三 浦	隆 昭
	青森地裁	榊 原	敬
	札幌	札幌高裁	中 桐
札幌地裁		田 尻	克 巳
旭川地裁		二 宮	信 吾
高松	釧路地裁	三 輪	篤 志
	高松高裁	澤 田	正 彦
	高松地裁	野 村	賢 幸
	徳島地裁	吉 井	武 義
	高知地裁	武 田	徳 幸

合計 53 人

平成27年度特別研究会1

(刑の一部執行猶予)

講演と意見交換「保護観察の実情等について」 レジュメ

平成27年7月
司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）を平成27年5月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成27年5月14日に行われた法務省保護局観察課長今福章二氏及び同局付新井吐夢氏による講演と意見交換「保護観察の実情等について」におけるレジュメである。

保護観察の実情等について

H27.5.14司法研修所
法務省保護局観察課長 今福
局付検事 新井

第1部 保護観察処遇の実情について

1. 保護観察の実施者と保護観察対象者の種類等 (別添資料1参照)

2. 保護観察官と保護司の協働体制 (別添資料2参照)

(1) それぞれの役割について

[保護観察官]

専門的処遇プログラムの実施、指導的な対応、施策（段階別処遇、類型別処遇、就労支援事業(別添資料3参照)、社会貢献活動(別添資料4参照)等)を活用した指導・支援等を行う。多くの事件は保護司とペアで担当し、保護観察中は常に保護司からの報告を受け、上記のような対応を行うが、処遇困難な事件等においては、保護観察官だけで担当することもある（直接担当）。

特に、不良措置（執行猶予の取消し申出、仮釈放の取消し申出等）は、通常、引致状の請求、引致の執行、質問調書作成、申出書の作成、申出、留置といった手続を一日がかりで行うため、保護観察所の保護観察官がチームを組んで連携の上、全庁的に対応することになる。

[保護司]

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、主に保護観察対象者の見守りや日常生活の相談等を毎月2回～3回の面接を通じて行う。

[最近の傾向]

近年、犯罪特性に応じた専門性の高い指導の強化（専門的処遇プログラム等）、住居と就労の確保といった再犯防止対策を推進することが求められているところ、そのような施策の実施において、保護観察官の役割のウェイトが高まっている。

また、地域社会のつながりの希薄化を始めとする社会情勢の変化、保護観察対象者の抱える問題の複雑化等により、保護司のなり手不足が進んでいる（定数（52,500人）に対する充足率がH21をピークに毎年低下しており、H26は91.3%（47,914人））。

(2) 遵守事項について

以下の2種類があり、いずれも違反した場合には、不良措置の対象となり、矯正施設に収容されることもある。

- ▶ 「一般遵守事項」：全ての保護観察対象者が共通して守らなければならない。
(例：保護観察官や保護司の面接を受けること、届出等に係る住居に居住すること、転居等をするときは保護観察所長の許可を受けることなど)
- ▶ 「特別遵守事項」：個々の保護観察対象者ごとに特に必要と認められる範囲内において設定される。

なお、特別遵守事項は、設定することができる類型が更生保護法で規定されているほか、医療や福祉を受けることなどは設定することができない(別紙「特別遵守事項の標準設定項目」参照)。

(3) 生活行動指針について

個々の保護観察対象者ごとに定めることができる生活又は行動の指針。違反しても不良措置はとられないが、保護観察対象者はこれを守る努力義務を負う。

3. 保護観察と住居

・保護観察制度は、保護観察対象者が一定の住居に居住し、保護観察官等の呼出し等に応じて、面接の中で自ら生活状況を報告し、これに対して保護観察官等が指導や援助することを前提としている。

そのため、ホームレス等で一定の住居に居住しない者や、更生の意欲に欠けるなどして面接に応じなかったり、面接には応じていても事実を報告しない者、精神疾患等の理由でコミュニケーション能力を有しない者は、保護観察を実施することができない可能性があるか、あるいは保護観察の効果が期待できない。

〔参考〕更生保護施設及び自立準備ホームについて

保護観察対象者で住居がない者に対しては、保護観察所の長から応急の救護及び補導援護を委託して、その期間中、更生保護施設又は自立準備ホームに入所させることができる。

更生保護施設：一定の基準を満たし法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営する施設。全国に103施設(合計定員2,349人)ある。

※ 集団生活を送ることができない者、疾病等を有する者、地域住民等との関係で一定の罪名の者の受入れができない施設が多い。

自立準備ホーム：様々な種別の民間の法人(例：NPO法人、社会福祉法人等)の中から保護観察所に登録した施設。全国で285事業者が登録されている。

※ 更生保護施設と比較して犯罪者処遇の専門施設としては十分ではない場合が多く、再犯リスクの高い者の受入先には適さない。

4. 専門的処遇プログラム (別添資料5～8参照)

・いずれのプログラムも認知行動療法を理論的基盤としており、あらかじめ作成されたワークブックを教材とし、保護観察官との面接（対象者を複数としたグループワークを用いる場合もある。）を通じて、対象者に犯罪行動に結びつく思考傾向（認知の歪み）等を認識させるとともに、それを変容させることによって再犯防止を目指すもの。

効果を挙げるためには

- ✓ 一定程度のコミュニケーション能力
- ✓ 自己の歪んだ認知とそれに基づく行動のプロセスを直視する能力
- ✓ 歪んだ認知とそれに伴う行動を是正しようという意思
を対象者が有していることが不可欠

+

グループワーク等を行う上で他の対象者に悪影響を及ぼすおそれを有していないことが必要（例：暴力団構成員や自己使用のみならず薬物の密売もしていたような者などは適性を欠く）

+

各プログラムとも特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順として構成されており、当該犯罪的傾向を有する者として対象者要件を設定していることから、特別遵守事項として設定するためには、当該要件を満たす必要がある（対象者の罪名や犯行態様等が各プログラムの要件を満たさない場合は、仮に裁判所から意見を受けたとしても、特別遵守事項として設定しないことがあり得る。）

第2部 保護観察の相当性、処遇の効果について

・「保護観察付執行猶予者に対する保護観察の事例集」参照

第3部 保護観察付一部猶予者について

1. 保護観察所の人的・物的資源の限界 (別添資料9・10参照)

- ・年末25年末の保護観察係属事件数

仮釈放者〔3号観察〕：5,614人

保護観察付執行猶予者〔4号観察〕：10,730人

(上乘せ) +

保護観察付一部猶予者：年間で5千人の言渡しの場合・・・約15,000人増加

年間で2千人の言渡しの場合・・・約6,000人増加

※仮に猶予期間の平均を3年とした場合の年末現在の保護観察係属事件数の累積値

・保護観察は、保護観察官と保護司がそれぞれの特性を活かし役割を明確にしつつ協働して処遇を行っているが、薬物依存への対応を始めとする再犯防止を目的とした刑の一部執行猶予制度においては、深刻な問題性を有する者が多く保護観察対象者となることが想定され、保護観察官の業務がこれまで以上に増加することになる。

〔参考〕第一線で処遇を行う保護観察官(所長等の管理職を除く)の数の状況

H24：980人 H25：982人 H26：984人 H27：966人

・仮に極めて多数の者に保護観察が付されることとなった場合、全体として処遇密度が希薄化して保護観察の機能が低下し、かえって刑の一部執行猶予制度の目的である再犯防止を図ることが困難となる事態が生じるおそれがある。

2. 保護観察付一部猶予者に対する処遇の内容とターゲット

(1) 処遇の内容について

・刑の一部執行猶予制度を有効に機能させ、再犯防止という制度目的をよりよく実現させるには、真に保護観察付一部執行猶予が必要かつ相当である者を対象に、専門性の高い濃密な保護観察処遇を行う必要がある。

例：薬物依存のある保護観察付一部猶予者に対する処遇イメージ (別添資料I1)

(2) 処遇のターゲットについて

・保護観察付一部執行猶予とすることが相当でない者をその対象から外すとともに、施設内処遇に引き続く社会内処遇の期間内において、長期にわたり保護観察官や保護司(主として保護観察官)による指導監督・補導援護を施すことで、その者の再犯防止及び改善更生を図ることが期待できると認められる事案

[処遇の選択における視点]

- ① 刑が猶予された期間については、執行猶予の取消しの可能性を前提とした心理規制のみで自発的更生を図るという効果が相当程度期待できる者もいる。
- ② 実刑判決を受けた場合、受刑中に保護観察所が生活環境の調整を行うことになり、これにより保護観察の前提が整ったことを確認の上、仮釈放することが可能。仮釈放となった場合、その期間中は必要的に保護観察に付される。

※ 長期間の保護観察に付さなくても社会内での更生が期待できる者として考えられる者の例

- ▶ ホワイトカラー犯罪や過失事案のように、犯罪傾向がそれほど進んでおらず、かつ、家族や仕事などの環境が整っている者
- ▶ 受刑中に特別調整等の施策（別添資料1 2参照）を通じて福祉の支援へのつなぎを行うこと（事案によっては仮釈放や更生緊急保護を活用することを含む）が再犯防止を図る上での処遇の中心となる高齢・障害者等

仮釈放者、保護観察付執行猶予者等の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止	
1 特定の者との交際の禁止	
<p>【暴力団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 暴力団事務所に出入りしないこと <input type="checkbox"/> 名刺、バッジ等を所持しないこと <p>【暴走族】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 集会や暴走行為を見に行かないこと <input type="checkbox"/> 特攻服を入手したり着たりしないこと <p>【共犯者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <p>【その他不良集団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴力団事務所に出入りしないこと ・暴力団の名刺、バッジ等を所持しないこと ・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと ・特攻服を入手したり着たりしないこと ・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接触しないこと
2 特定の場所への出入り・遊興による浪費の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 競馬場、競輪場、競艇場など射幸的行為が行われる場所に入出入りしないこと <input type="checkbox"/> パチンコ店やスロット店に入出入りしないこと <input type="checkbox"/> 違法カジノなど賭博行為が行われる場所に入出入りしないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に入出入りしないこと ・パチンコ店やスロット店に入出入りしないこと ・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に入出入りしないこと
3 飲酒の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飲酒しないこと（断酒） <input type="checkbox"/> 酩酊するまで飲酒しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒を一切飲まないこと ・自宅以外の場所で、酩酊するまで飲酒しないこと ・1日当たりビール中びん1本以上飲まないこと
4 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規制薬物の乱用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと <input type="checkbox"/> 有機溶剤の乱用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 有機溶剤を入手しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物の使用者や密売人と一切接触しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接触しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
5 つきまとい等の禁止	
<p>【他人】</p> <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の身辺につきまとわないこと ・子どもの身辺につきまとわないこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと ・被害者等に一切接触しないこと ・被害者等に直接会わないこと ・被害者等の身辺につきまとわないこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしたりしないこと
<p>【子ども】</p> <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと <input type="checkbox"/> 小学校、児童館等の施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと	
<p>【有罪判決の理由となった犯罪行為の被害者等】</p> <input type="checkbox"/> 一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 直接会わないこと <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと <input type="checkbox"/> 通常所在する場所に入出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと	
6 深夜はいかひの禁止	
<input type="checkbox"/> 深夜に無断外出をしないこと【犯行の時間帯が深夜である者の場合】 <input type="checkbox"/> 深夜はいかひ・たむろをしないこと【更に、深夜に犯罪性のある者と接触するおそれがある者の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜に無断外出しないこと ・深夜にはいかひしたりたむろしたりしないこと
B 労働・通学その他の健全な生活態度を保持するために必要な特定の行動の実行又は継続	
<input type="checkbox"/> 就労又は就職活動の継続 <input type="checkbox"/> 精神科医の指示による服薬の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をする事 ・親元で家業に従事すること ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
C 指導監督を行うため事前の把握が特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告	
<p>【申告内容】</p> <input type="checkbox"/> 7日未満の旅行 <input type="checkbox"/> 退職・転職 <input type="checkbox"/> 退学・休学 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚【内縁関係の解消を含む。】 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 養子縁組	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・仕事をやめたり転職しようとしたりするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・配偶者と別居するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
D 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること	
<input type="checkbox"/> 性犯罪者処遇プログラム <input type="checkbox"/> 覚せい剤事犯者処遇プログラム <input type="checkbox"/> 暴力防止プログラム <input type="checkbox"/> 飲酒運転防止プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者処遇プログラムを受けること ・覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けること ・暴力防止プログラムを受けること ・飲酒運転防止プログラムを受けること
E その他指導監督を行うため特に必要な事項	
<input type="checkbox"/> 更生保護施設の規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと
<input type="checkbox"/> 交通に関する学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること
F その他(指導監督を行うため特に必要な事項であって、AからEまでに掲げる標準設定項目以外のもの)	

【参照条文】

○更生保護法（平成19年法律第88号）抄

※刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）による更生保護法の一部改正（一部猶予制度と同時に施行）を反映したもの（下線部分は当該改正により追加部分）

（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

- 一 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること（第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
- 四 前号の届出に係る住居（第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）に居住すること（次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
- 五 転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされていた前項第三号の届出に係る住居（第三十九条第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

（特別遵守事項）

第五十一条 保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない。

- 2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十

九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

- 一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。
- 二 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。
- 三 七日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。
- 四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。
- 五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であつて、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。
- 六 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。
- 七 その他指導監督を行うため特に必要な事項

(特別遵守事項の特則)

第五十一条の二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第四項の定めるところにより、規制薬物等（同法第二条第一項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。）の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七条の五に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

- 2 第四項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。
- 3 第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。
- 5 前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三条

第二項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

(特別遵守事項の設定及び変更)

- 第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。
- 2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。
- 3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。
- 4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項（猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次条第四項において同じ。）を定め、又は変更することができる。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。
- 5 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。
- 6 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。ただし、当該裁判所が不相当とする旨の意見を述べたものについては、この限りでない。

(生活行動指針)

- 第五十六条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針（以下「生活行動指針」という。）を定めることができる。
- 2 保護観察所の長は、前項の規定により生活行動指針を定めたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者に対し、当該生活行動指針の内容を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 保護観察対象者は、第一項の規定により生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。

第一節の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則
(保護観察の実施方法)

第六十五条の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

(指導監督の方法)

第六十五条の三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によって行うことができる。

- 一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。
- 二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。
- 2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。
- 3 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。
- 4 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

第六十五条の四 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し病状、治療状況その他の必要な情報の提供を求めるなどして、その保護観察における指導監督が当該保護観察対象者の心身の状況を的確に把握した上で行われるよう必要な措置をとるものとする。

平成27年度特別研究会1

(刑の一部執行猶予)

講演と意見交換「保護観察の実情等について」 資料1

平成27年7月
司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）を平成27年5月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成27年5月14日に行われた法務省保護局観察課長今福章二氏及び同局付新井吐夢氏による講演と意見交換「保護観察の実情等について」における資料である。

保護観察の実情等について

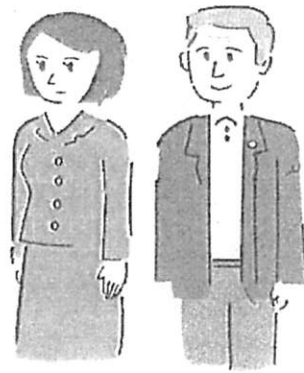
別添資料集

保護観察の実施者及び対象者の種類等

犯罪をした人や非行のある少年を対象として、実社会の中で、保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行っている

保護観察官

心理学，社会学，教育学，その他更生保護に関する専門知識に基づき，更生保護に関する事務に従事する国家公務員
(約1千人)



保護観察官 保護司

保護司

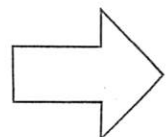
犯罪や非行をした人達の立ち直りを地域で支えているボランティア(法務大臣が委嘱)
(約4万8千人)



保護観察対象者

年間取扱事件数:約8万5千人

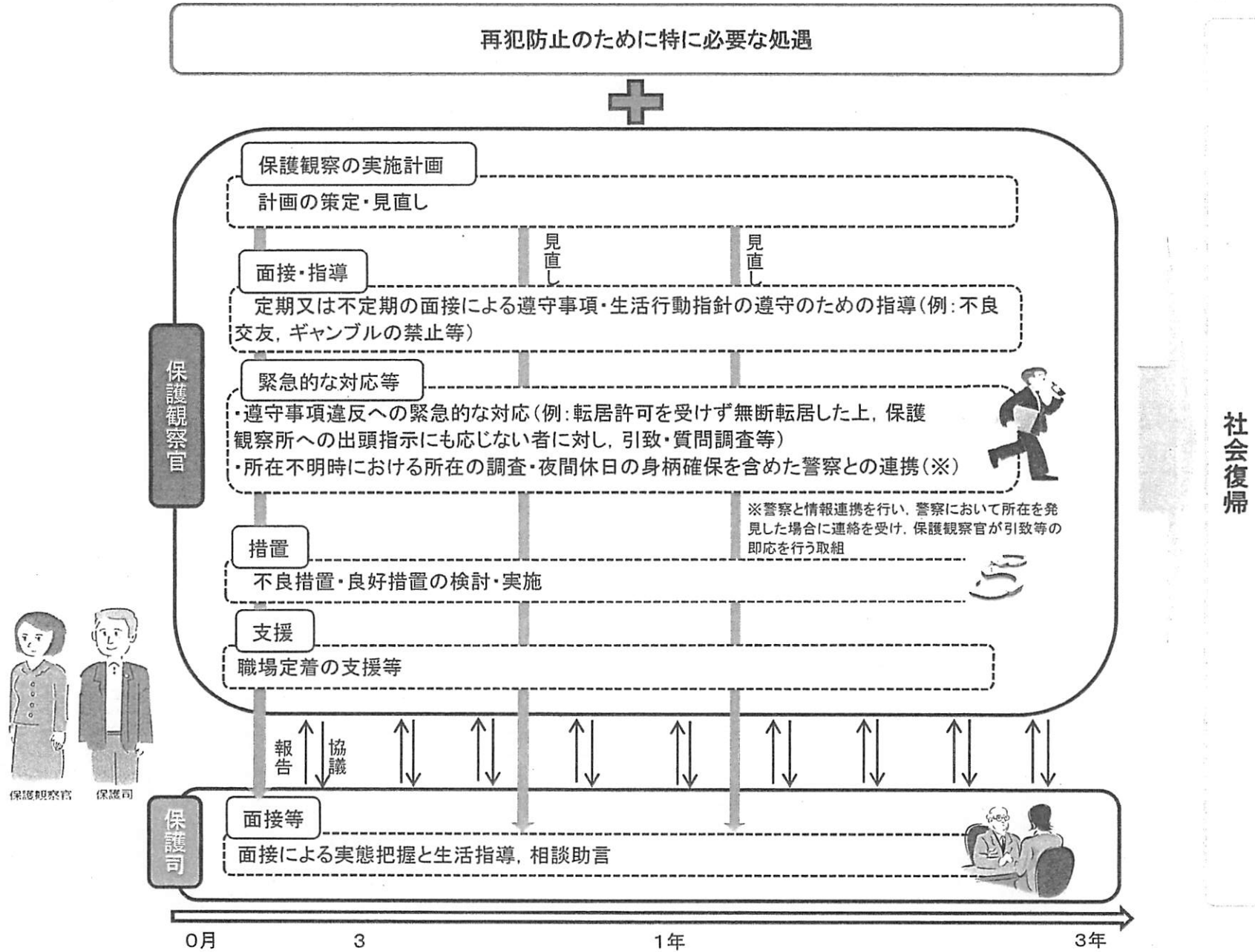
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された者 (約4万1千人)
2号観察	少年院から仮退院を許された者 (約8千人)
3号観察	刑務所から仮釈放を許された者 (約2万1千人)
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者 (約1万5千人)



専門的な処遇や住居等の支援を通じ、保護観察対象者の改善更生・再犯防止を図っている

保護観察の基本的な処遇イメージ

別添資料2



課題

- 保護観察終了時に無職の者の再犯率は有職者の4倍（有職者7.6%⇔無職者28.1%）
- 保護観察終了者に占める無職者の割合は高水準で推移（改善傾向にあるものの22.3%が無職者）

刑務所出所者等総合的就労支援対策(H18年度～)

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的に実施
- 矯正施設・保護観察所と公共職業安定所との連携体制を強化
- トライアル雇用や身元保証制度など就労支援メニューを活用

更生保護就労支援事業(H26年度～)

- 民間の就労支援事業所(全国12か所)に委託し、きめ細かな寄り添い型の支援(就職活動支援, 雇用基盤整備等)を実施
- 平成27年度から全国16か所に拡充

現在の取組

協力雇用主に対する支援の充実強化

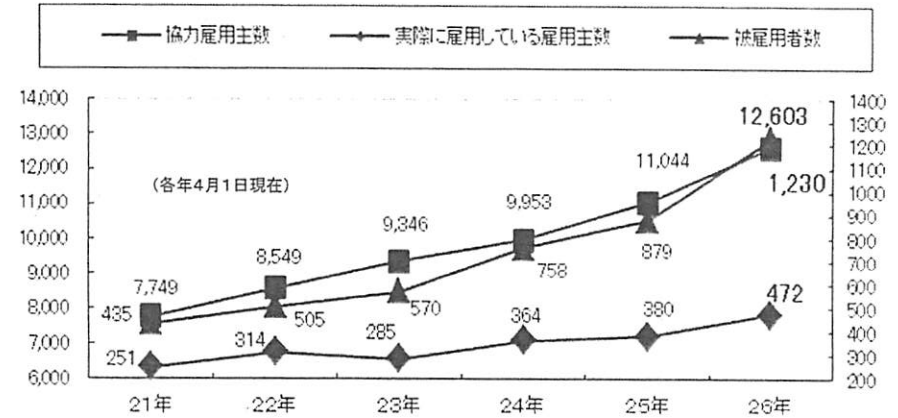
協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金(H27年度～)

- 平成27年度予算において3.8億円を計上
- 年間最大72万円(8万円×6か月+12万円×2回)を支給

地方自治体への働き掛け

- 公共工事の入札, 総合評価落札における加点等の優遇措置
- 保護観察対象者の雇用

協力雇用主における雇用



就労支援を実効的に行うためには
協力雇用主のもとでの雇用拡大が必要



社会貢献活動の導入

別添資料4

! Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を行わせることにより、
自己有用感・規範意識・社会性の向上を促し、改善更生・再犯防止を図るもの。

特別遵守事項として義務付ける
ための法律が成立
(法制審議会の答申に基づく)

想定

◎例えば、次のような者を想定

社会性に乏しい者

反社会的な価値観を有している
少年・若年成人

規範意識に乏しく軽微な犯罪を
繰り返す者

ねらい

「自己有用感」の向上

(貢献活動の結果、地域の人から感謝されること
などを通じ、自己有用感を高め、改善更生を促
す。)

「規範意識」の向上

(集団で一定の目標に向かって活動することを通
じ、ルールを守る意識を高める。)

「社会性」の向上

(活動中のボランティア等とのコミュニケーションを
通じ、社会の一員としての意識を高め、社会性を
高める。)

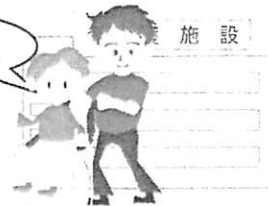
内容・形態

◎ 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動

◎ 複数回実施

(活動のイメージ)

ありがとう。



施設

福祉施設での介護補助活動

ゴミを捨てちゃ
ダメだよな。



公共の場所での環境美化活動

保護観察官・保護司
による指導

活動先職員・更生保護女性会・
BBS等による協力

再犯防止・改善更生

導入への課題

◎ 相当数の活動先の確保

(活動を適切かつ効果的に実施するため、
活動に適した公共施設、福祉施設等の協
力を得て相当数の活動先を確保するこ
とが必要)

◎ 更生保護ボランティア等との
連携・協力

(活動の適切な実施のため、地域の民間
ボランティア等の協力を得る態勢の整備が
必要)

◎ 指導監督の実施体制の充実

(保護観察対象者の成長を促すため、指導
監督に当たる保護観察官・保護司の態勢
の充実が必要)

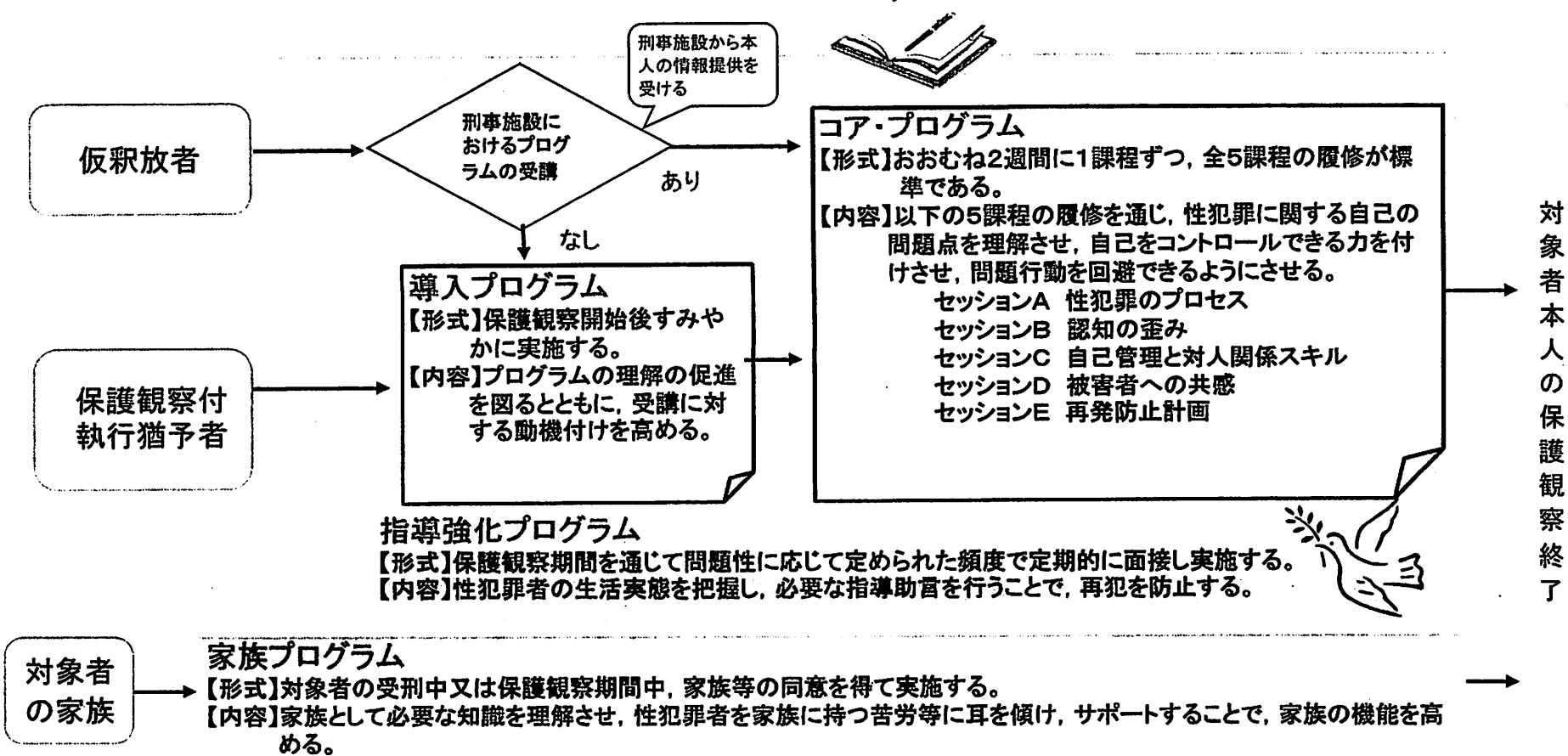
導入に向けて、平成23年度から、保護観察対
象者の同意による社会貢献活動を先行実施

(参考)先行実施の状況(平成25年度)

- ・活動場所確保数(年度末現在) 1, 124か所
- ・活動実施回数 1, 642回
- ・担当保護司指名数(年度末現在) 2, 198人
- ・実施延べ対象者数 3, 889人

性犯罪者処遇プログラム

別添資料5-①



性犯罪者処遇プログラムの実施対象者

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（いずれも男性に限る。）のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- 本件処分の罪名に、以下のいずれかが含まれる者（未遂を含む。）
 - ・ 強制わいせつ（刑法第176条）
 - ・ 強姦（刑法第177条）
 - ・ 準強制わいせつ（刑法第178条）
 - ・ 集団強姦等（刑法第178条の2）
 - ・ 強制わいせつ等致死傷（刑法第181条）
 - ・ 強盗強姦及び同致死（刑法第241条）

- 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗，住居侵入等）

性犯罪者コア・プログラムの受講が特別遵守事項で設定されない者

- 仮釈放者のうち、次に掲げる者
 - ・ 重度の精神障害者又は重度の知的障害者
 - ・ 日本語を理解できない者
 - ・ 保護観察期間が3月未満の仮釈放者
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第24条に掲げる退去強制事由に該当し、本邦からの退去を強制される可能性が極めて高い者
 - ・ 重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者

- 保護観察付執行猶予者のうち、次に掲げる者
 - ・ 重度の精神障害者又は重度の知的障害者
 - ・ 日本語を理解できない者
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第24条に掲げる退去強制事由に該当し、本邦からの退去を強制される可能性が極めて高い者
 - ・ 重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者

新たな覚せい剤事犯者処遇プログラム

別添資料6—①

内容

簡易薬物検出検査と教育課程からなる専門的処遇。
※平成24年10月から実施。

- 特別遵守事項によってプログラム受講が義務付けられている。
- 原則として2週間に1回(保護観察対象者の個別事情によっては、少なくとも毎月1回)の頻度で保護観察所に出頭させて保護観察官が個別又は集団により実施する。
- コアプログラム(全5回)実施後、月1回のフォローアッププログラムを実施 ※フォローアッププログラムは仮釈放者のみに実施。

教育課程



○ 「ワークブック※」に基づき、個別又は集団処遇により薬物依存について理解し、再び覚せい剤を使用しないための具

簡易薬物検出検査



- 尿検査又は唾液検査により実施する。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

ワークブックの構成

課程	学習内容
1	薬物依存について知ろう
	薬物依存の特徴について理解させるとともに、薬物使用に対する実施対象者の中の両価性を考えさせる。
2	引き金と欲求
	意志の力だけでは断薬できないことを理解させ、実施対象者にとっての引き金の特定をして、対処法について考えさせる。
3	引き金と錨
	外的な引き金、内的な引き金を具体的に特定するとともに錨について理解させ、安全な生活を送る方法について考えさせる。
4	「再発」って何？
	再使用の前兆として行動、思考、感情面の変化が生じていることを理解させ、実施対象者の再発のサインについて考えさせる。
5	強くなるより賢くなる
	再使用に至りやすい危険な兆候について復習し、断薬を維持するための再発防止計画を立てる。

※ 薬物処遇プログラムのワークブックは、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の松本俊彦先生等の協力を得て作成した指導のための教材であり、米国等で薬物依存治療プログラムとして有効性が広く知られている「マトリックスモデル」の要素を取り入れている。

覚せい剤事犯者処遇プログラムの実施対象者

保護観察に付される理由となった犯罪事実（仮釈放者にあつては、今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された刑に係る犯罪事実）中に、覚せい剤の自己使用の罪（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第19条及び第41条の3第1項第1号）に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であつて、次に該当する者。

- 仮釈放者
保護観察期間が6月以上の仮釈放者

- 保護観察付執行猶予者
規制薬物（毒物及び劇物を含む。）の使用により懲役又は罰金の刑の言渡し又は少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1号若しくは第3号の保護処分を受けたことがあるなど、規制薬物の使用を反復する犯罪的傾向が強く、本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めるのが相当である旨の特別遵守事項に関する裁判所の意見が示された者

覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講が
特別遵守事項で設定されない者

次に掲げる保護観察対象者（仮釈放者及び保護観察付執行猶予者）

- 重度の精神障害者又は重度の知的障害者
- 日本語を理解できない者
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第24条に掲げる退去強制事由に該当し、本邦からの退去を強制される可能性が極めて高い者
- 重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者

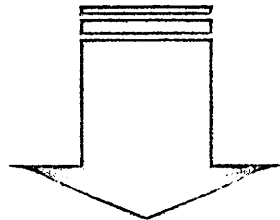
暴力防止プログラム

別添資料7-①

プログラム内容



- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法は、身体の状態の変化を体験したり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇によりおおむね2週間に1回実施し、



同種再犯及び重大再犯の防止

〔 DV・飲酒の問題性に応じ
教育内容を追加
パートナーとの関係
飲酒の問題 〕

ワークブックの課題内容について



○ 導入

プログラムの概要を説明し、事件や当時の生活を振り返らせ、受講の動機付けを高める。

	暴力をふるうということ
1	行動のコントロールによって暴力を止められること、暴力の被害者のこと、暴力の責任などを学ばせる。
	暴力につながりやすい考え方や問題
2	暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ、暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
	私にとっての危険信号
3	暴力を振るいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
	暴力をふるわないための取組
4	良好な対人関係のために必要な話し方や態度、ストレスへの取組等、普段からできる取組を習得させる。
	二度と暴力をふるわないために
5	対処方法を整理し、二度と暴力を振るわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

暴力防止プログラムの実施対象者

■ 特別遵守事項による実施

1 保護観察に付される理由となった犯罪事実（仮釈放者にとっては、今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された刑に係る犯罪事実。以下同じ。）中に、次に掲げる罪（未遂を含む。以下「暴力犯罪」という。）に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であって、当該事実以外に暴力犯罪により懲役若しくは罰金の刑の言渡し又は少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第1号若しくは第3号の保護処分を受けたことがあるもの。

- ・ 殺人（刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第199条の罪）
- ・ 傷害（刑法第204条の罪）
- ・ 傷害致死（刑法第205条の罪）
- ・ 暴行（刑法第208条の罪）
- ・ 逮捕又は監禁（刑法第220条の罪）
- ・ 逮捕又は監禁致死傷（刑法第221条の罪）
- ・ 強盗（刑法第236条から第239条までの各罪）
- ・ 強盗致死傷（刑法第240条の罪）
- ・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律違反（行為が暴行又は傷害である場合に限る。）
- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（行為が殺人、逮捕又は監禁である場合に限る。）

2 今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された懲役の刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者は、上記1にかかわらず、本プログラムを受けることを特別遵守事項として定めることにより、実施するものとする。

■ 生活行動指針による実施

保護観察に付される理由となった犯罪事実又は非行事実中に、暴力犯罪に当たる事実が含まれる保護観察対象者については、本プログラムを受けることを生活行動指針として設定し、これを受けるよう指示することができる。

■ 保護観察対象者の同意による実施

暴力犯罪の犯罪経歴があるなど、暴力犯罪を反復する可能性がある保護観察対象者については、その者の同意に基づき、本プログラムを実施することができる。

暴力防止プログラムの受講が特別遵守事項で設定されない者

次に掲げる保護観察対象者（仮釈放者及び保護観察付執行猶予者）

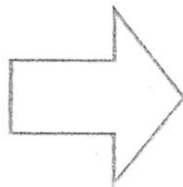
- 最終の刑の言渡し前10年間に暴力犯罪による懲役の刑の確定裁判又は少年法第24条第1項第1号若しくは第3号の保護処分を受けたことがなく、かつ、最終の刑の言渡し前5年間に暴力犯罪による罰金の刑の確定裁判（略式命令を含む。）を受けたことがない者（本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めるのが相当である旨の特別遵守事項に関する裁判所の意見が示された保護観察付執行猶予者を除く。）
- 現に暴力団の幹部，構成員又は準構成員である者
- 銀行強盗，保険金殺人その他犯行の態様から暴力犯罪を計画的に行ったことが明らかである者
- 重度の精神障害者又は重度の知的障害者
- 日本語を理解できない者
- 保護観察期間が3月未満の仮釈放者
- 重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第24条に掲げる退去強制事由に該当し，本邦からの退去を強制される可能性の極めて高い者

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- プログラムにおいて考えた対処方法の実行について、プログラム修了後も振り返りを行い、飲酒運転を繰り返さない生活を維持させる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けるよう働き掛ける。

- ワークブックの課題内容について
 - 導入 プログラムの目的と方法
プログラムの進め方や実施対象者が守るべきことを説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入手する。

課程	学習内容
1	飲酒運転の影響について考える
	飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ
	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ
	アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る
	飲酒運転のひきがねとなることがらを特定し、そのひきがねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える
	飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。



飲酒運転の防止



飲酒運転防止プログラムの実施対象者

■ 特別遵守事項による実施

1 保護観察に付される理由となった犯罪事実（仮釈放者にとっては、今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された刑に係る犯罪事実。）中に、次に掲げる罪に当たる行為が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者については、本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めることにより（保護観察付執行猶予者にとっては、本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めるのが相当である旨の特別遵守事項に関する裁判所の意見が示れた場合に限る。）、実施するものとする。

- ・ 危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項の罪。アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項及び第2項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。）
- ・ 酒酔い運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第1号の罪）
- ・ 酒気帯び運転（道路交通法第117条の2の2第1号の罪）
- ・ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条の罪。アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。）

2 今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された懲役の刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者は、上記1にかかわらず、本プログラムを受けることを特別遵守事項として定めることにより、実施するものとする。

■ 保護観察対象者の同意による実施

飲酒運転の犯罪経歴があるなど、飲酒運転を反復する可能性がある保護観察対象者については、その者の同意に基づき、本プログラムを実施することができるものとする。この場合においては、当該保護観察対象者の同意があったことを書面により明らかにするものとする。

飲酒運転防止プログラムの受講が 特別遵守事項で設定されない者

次に掲げる保護観察対象者（仮釈放者及び保護観察付執行猶予者）

- 重度の精神障害者（アルコール依存症を有する者を除く。）又は重度の知的障害者
- 日本語を理解できない者
- 保護観察期間が3月未満の仮釈放者
- 重い疾病又は傷害により本プログラムを実施することが極めて困難である者
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第24条に掲げる退去強制事由に該当し、本邦からの退去を強制される可能性の極めて高い者

刑事司法の対象者数について

別添資料9

起訴

40万5,416人

3年超の懲役又は禁錮の新受刑者 4,201人

3年以下の懲役又は禁錮の新受刑者 18,554人

▶ うち、累犯者であって、覚せい剤取締法違反及び麻薬及び向精神薬取締法違反(以下「覚せい剤等」という)の者 3,122人

▶ うち、初入者(準初入者を含む) 8,692人

・うち、覚せい剤等の者 1,957人

・うち、強姦・強制わいせつの者 219人

・うち、殺人・強盗・傷害・暴行の者 564人

・うち、道交法違反及び自過致死傷等の者 987人

・うち、窃盗の者 2,974人

一部執行猶予の対象者となり得る者
1万1,814人

うち薬物事犯:5,079人

全部執行猶予の者 32,527人

▶ うち、保護観察付執行猶予の者 3,259人

・うち、再度の執行猶予者 194人

・うち、薬事関係者 517人

▶ うち、単純執行猶予の者 29,268人

・うち、薬事関係者 4,081人

・うち、更生緊急保護対象者 475人

(参考)

在所期間が3年以下である出所受刑者の仮釈放率
約58%

(注1)平成25年検察統計、矯正統計年報及び保護統計並びに同統計からの特別集計による。

(注2)薬事関係者とは、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇毒物取締法、薬事法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に係るものをいう。

(注3)強姦、強制わいせつ及び強盗には、それぞれ致死傷を含む。

(注4)自過致死傷等とは、自動車運転過失致死傷及び業務上過失致死傷をいう。

罰金・料金の者 308,875人

▶ うち、更生緊急保護の者 780人(うち委託した者 236人)

起訴猶予による更生緊急保護対象者 2,001人

▶ うち、更生緊急保護施設等に委託した者 643人

▶ うち、委託によらない自庁保護の者 1,358人

不起訴

82万9,099人

▶ うち、起訴猶予の者 113,353人

・うち、薬事関係者 2,470人

薬物事犯者に対する現行の処遇

別添資料10

薬物事犯者に
特有の処遇

コア・プログラム

認知行動療法に基づくワークブックを用いた教育課程
おおむね2週間に1回、全5回実施

フォローアップ・プログラム

※現状では仮釈放者のみ
コア・プログラムで学習した内容の定着を目的とした教育課程
おおむね1か月に1回、原則保護観察が終了するまで実施

簡易薬物検出検査

陰性の結果を出し続けることによる断薬意志の維持・強化を目的として、プログラムに合わせてあるいは任意の頻度で実施

医療・保健・福祉機関等との連携

ダルク等回復支援施設への薬物依存回復訓練の委託等

家族支援

引受人・家族会の実施、個別の家族相談の実施

全ての対象者に
共通の処遇

基本的処遇内容

保護観察の処遇計画の策定、保護観察官・保護司の面接による生活実態把握（リスクに応じた定期的な面接の実施）、
遵守事項を遵守させるための指導、適切な住居の確保に向けた支援、就労支援、危機介入・不良措置等

一部猶予薬物事犯者に対する処遇

プログラム実施に係る業務の増加

一部猶予薬物事犯者の年間出所者数

約1,000人

約2,000人

約5,000人

年間プログラム実施回数

約38,000回

約76,000回

約190,000回

年間プログラム実施時間

約152,000時間

約304,000時間

約760,000時間

プログラム関係業務の増加分への対応
に必要な増員数

約84人分

約169人分

約422人分

※ 執行猶予期間を3年と仮定した場合の推計

医療・保健・福祉機関等との連携の強化（規制薬物等に対する依存のある保護観察対象者等に関する特則）（改正更生保護法第65条の2～4）

- ・ 公共の衛生福祉機関等との緊密な連携の確保
- ・ 医療や専門的援助を受ける旨の指示
- ・ 医療等の状況把握 等

（地域連携の現状）（H26年4～6月の実績）
精神保健福祉センター等 → 2庁において連携して処遇
医療機関 → 13庁において連携して処遇
ダルク等 → 26庁において連携して処遇

（参考：SMARRP等実施機関数等）（H25.5現在）
精神保健福祉センター等 15か所
医療機関 36か所
その他民間機関 14か所 ※ アルコールのみ、医療観察対象者のみ等の機関を含む。
※ ダルクの数は全国で約70か所。

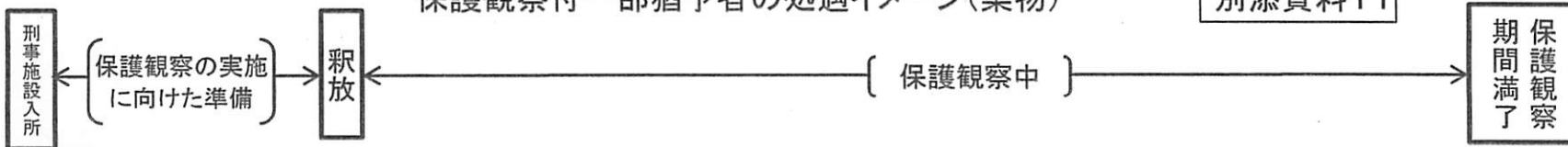
基本的処遇部分の充実

- ・ 安定的な就労の実現に向けた継続的な就労支援
- ・ 特に薬物法対象者（累犯者）に対する保護観察官の関与の強化 等

（参考：薬物処遇重点実施更生保護施設）
H26年度においては10施設
1施設当たりの年間受入れ可能数は32人

保護観察付一部猶予者の処遇イメージ(薬物)

別添資料11

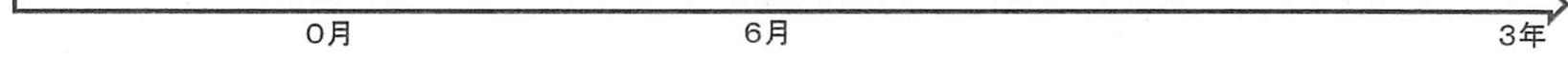


<p>○施設面接等による薬物依存の程度等に関するアセスメント</p> <p>○刑事施設における薬物依存離脱指導の状況を踏まえた処遇プランの策定</p>	<p>心理・教育プログラム(認知行動療法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ワークブックを用いた集中的教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物依存の仕組み 個別のリスク要因の理解 リスク回避方法の検討 </div> <p>→</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>断薬定着のための継続的な教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に即した対処法, 断薬継続のための指導・助言 再発防止計画の見直し等 </div> <p>→</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地域自立に向けた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 断薬定着のための動機付け強化等 </div>
<p>○地域で活用可能な社会資源の調査, 開拓</p> <p>○病院, 精神保健福祉センター, ダルク等との事前調整・協力依頼</p>	<p>簡易薬物検出検査の実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>定期検査と断薬指導面接</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査の実施 検査結果を踏まえた指導等 </div> <p>→</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>定期検査と断薬継続のための面接指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な検査の実施 検査結果を踏まえた指導等 </div>
<p>○家族等の心情把握</p> <p>○家族等に対する薬物依存に関する問題意識の喚起</p> <p>○引受人会の開催</p>	<p>医療受診・専門的援助につなげる指導(改正更生保護法の特則)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>対象者への指導・関係機関との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院受診への動機付け 精神保健福祉センター通所, ダルクミーティング参加への動機付け等 </div> <p>→</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>処遇内容の見直し・地域移行に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療受診や専門的援助の継続指導 定期的な処遇協議と処遇の見直し等 </div>
	<p>家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族会の開催(グループミーティングと個別面談の実施) 地域の支援機関, 自助グループ等の紹介(必要に応じ相談等に同行) 支援方針等に関する関係機関等との協議 家庭訪問等による継続的な相談支援等

地域移行(社会復帰)

+

保護観察の基本的な処遇 (別添資料2参照)

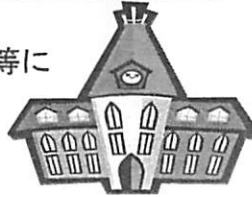


地域生活定着支援センターを活用した特別調整

別添資料12-①

A県刑務所・少年院

社会福祉士等による調査



指定更生保護施設

※全国57施設

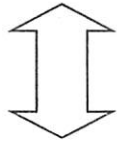


他県の地域生活定着支援センター

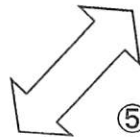


他県の福祉等実施機関

①情報の提供連絡・調整

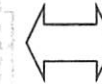


⑤一時的受入れに向けた調整

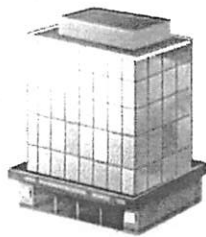


注) 帰住予定地が確保されたが、釈放後直ちに帰住できない者が対象。
3月以内の適当な期間、帰住可能。

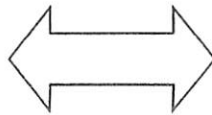
④受入先の調整等



A県保護観察所



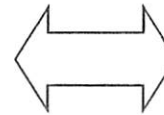
②協力依頼



A県地域生活定着支援センター



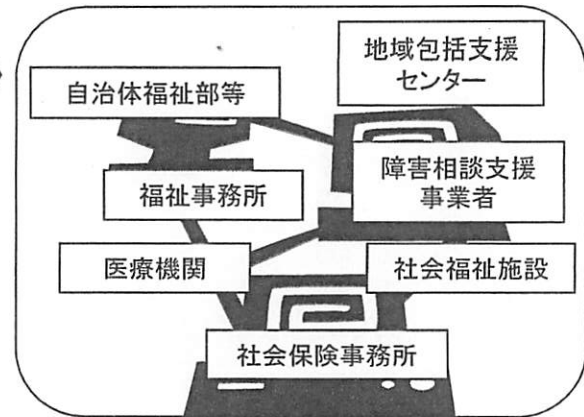
③受入先の調整等



③連絡・調整



A県福祉等実施機関



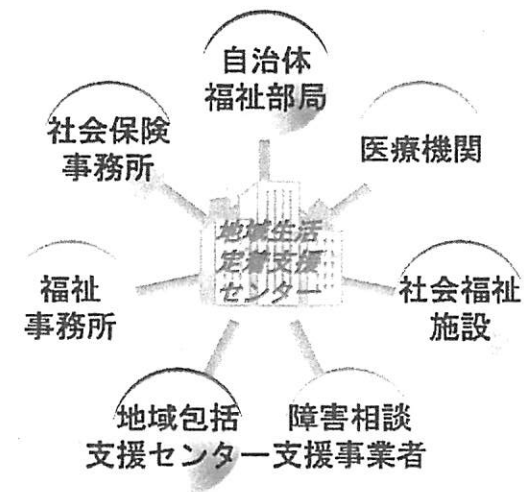
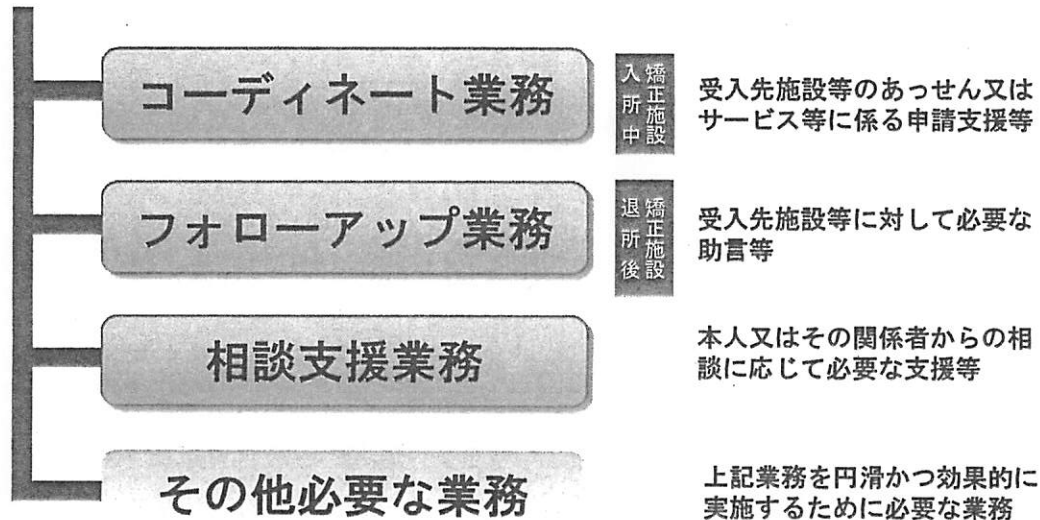
調整の対象＝以下①～⑥の要件をすべて満たすもの

- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤ 特別調整を希望していること
- ⑥ 個人情報の提供に同意していること

地域生活定着支援センターとは

- ・ 各都道府県に1か所設置(北海道のみ2か所。現在47都道府県48か所)
- ・ 社会福祉法人，NPO法人等に事業の全部又は一部を委託可

地域生活定着支援センターの主な業務



平成27年度特別研究会1

(刑の一部執行猶予)

講演と意見交換「保護観察の実情等について」 資料2

平成27年7月
司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）を平成27年5月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成27年5月14日に行われた法務省保護局観察課長今福章二氏及び同局付新井吐夢氏による講演と意見交換「保護観察の実情等について」における資料である。

取扱注意

保護観察付執行猶予者に対する保護観察の 事例集

「認知の歪み」とは

犯罪行動に結びつく思考傾向のこと。

⇒自己の行動を正当化したり、当該行動による負の結果を矮小化する考え方

具体例①（性犯罪の場合）

- 深夜に一人で歩いていた女性や酒に酔っ払った女性が性的な被害にあった場合、それはその女性の責任である。
- 性的な行為に対して「嫌」と言う女性であっても、大声をあげたり、ひどく暴れたりしなければ本当に拒否しているわけではない。
- 女性は誰しも、少なからずむりやり性的な行為をされてみたいという願望を持っているものだ。
- 同じ性的な行為でも、のぞかれたり下着を盗まれたくらいならば女性が受けるショックはたいしたことではない。
- 女性をはいたり殴ったりしない限りは、性的な行為を強引にしてもそんなに悪いことではない。

具体例②（覚醒剤事犯の場合）

- 一回だけだから
- 周りのやつもやってるんだから
- やめたって別に何もいいことがないんだから
- そこまで使ってない
- いつでもやめられるから大丈夫

具体例③（暴力事犯の場合）

- 白黒思考～どちらが正しいか白黒を付けないと我慢できず、お互い少しは間違っている所があるかもしれない、とは考えられない。～
「自分が100%正しい。あいつは100%間違っている。」
- 「あるべき」思考 ～〇〇はこうあるべきと決め付けて、人にも押し付ける。～
「俺がイライラしているのくらい分かるだろう。(顔を見て察するべき)」
「後輩は先輩の立場を尊重するべきだ。」
- 「全部が同じ、いつも同じ」思考 ～「みんな」「いつも」とすぐ考える。～
「みんな俺を馬鹿にしている。」
「いつも財布を無くしている。」
- 「過大」「過小」思考 ～出来事を大きさととらえて自分を追い詰めたり、その逆に、大したことないだろうと自分に都合良く考える。～
「そうになったら一巻の終わりだ。」
「ちょっと殴っただけだから、大したことない。」
- 被害的な思考 ～人がいつも自分に悪意を持っているように被害的に考える。～
「あいつはわざとやったんだ。」
「俺へのあてつけに違いない。」
- 「悪いのは相手だ」思考 ～自分の行動の責任を相手に押し付ける。～
「あいつがにらんだんだから殴られて当然だ。」
「あいつが騒いだせいで、警察に捕まった。」
- とらわれ思考 ～同じことを何回も繰り返し考えて1つの考えにとらわれる。～
「考えれば考えるほど、あの時のあいつの態度が許せない。」